

地域スポーツクラブ・文化クラブ指導者

及び活動サポーター人材バンク登録者募集要項

見附市は、これまで学校主体で行っていた部活動を、地域のスポーツクラブや文化クラブなど、地域住民が主体となって活動する仕組みへの移行（「地域展開」といいます。）を積極的に進めています。地域展開にあたっては、地域の子どもは地域全体で見守り、育てるという観点から、多くの市民の皆さんの協力を得ながら進めていきます。

そこで、地域展開にかかる地域スポーツクラブ・文化クラブ（以下「地域クラブ※」）といっています。）の活動に関心があり、活動にご協力いただける各種目の指導者及び活動サポーターの人材バンク登録者を募集します。人材バンクに登録された方の中から、各地域クラブにおいて適任の方を任用し、指導者または活動サポーターとしてご活躍いただくことになります。

※地域クラブとは、学校、家庭、地域が一体となって連携・協働し、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、将来にわたって中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を提供する場です。

1 応募要件

指導者及び活動サポーターとしての応募要件は次のとおりです。ただし、活動サポーターは、（４）の要件は除きます。

- （１）１８歳以上であること。（ただし、高校生を除く。）
- （２）地域展開にかかる地域クラブ活動の趣旨を理解し、指導に対する熱意があること。
- （３）以下の欠格事項全てに該当しないこと。
 - ア 暴言、体罰、セクシャルハラスメント等その他不適切な行為（以下「不適切行為」という。）により、関係団体等から処分を受けた者
 - イ 特定性犯罪を行った者または同意の有無にかかわらず児童生徒に性暴力等を行った者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第２号に規定する団体と密接な関係を有する者
 - エ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （４）指導希望種目の競技・活動経験または指導経験があること。

2 活動条件

(1) 活動場所

各地域クラブ指定の練習会場（市内中学校体育館・教室、見附運動公園等）

(2) 活動日時

ア 概ね月2～4回、原則として土・日曜日のいずれか1日とし、1日の活動時間は概ね3時間とします。平日に活動する場合の活動時間は概ね2時間とします。

イ その他、練習試合への参加等、地域クラブが必要と認めた日時

(3) 謝金

指導者：1時間あたり上限1,600円（地域クラブの謝金規定によります。）

活動サポーター：1時間あたり500円程度（地域クラブの謝金規定によります。）

※（公財）スポーツ安全協会のスポーツ安全保険については、所属地域クラブの指示に従ってください。

3 実施内容

(1) 指導者

指導者の具体的な実施内容は次のとおりです。

ア 実技指導（安全・傷害予防に関する指導を含む。）

イ 大会・練習試合等への引率

ウ 各種会議への出席

エ 用具・施設の点検、管理

オ 保護者等への活動予定、クラブ員の出欠等の連絡

カ 指導予定及び活動計画の作成、活動実績の報告

キ 事故発生時の現場対応

ク その他、平日部活動との連携等活動に必要な業務

(2) 活動サポーター

活動サポーターは、指導者の指示のもと、指導者の補助（参加者の見守り、ボール出し等の活動補助、事故対応時の補助等）を行います。

4 申込み方法及び指導者等に任用されるまでの流れ

- ① 地域クラブでの指導者または活動サポーターを希望する方は、指導者または活動サポーター登録申込書（様式1または2）を提出してください。また、申込みにあたり、スポーツハラスメント等、地域クラブ活動に携わる者として不適格な事項がないこと等について、誓約書を提出してください。

□提出先 見附市まちづくり課 文化スポーツ推進室 あて

〒954-0052

見附市学校町1丁目16番15号 市民交流センター ネーブルみつけ内

Tel:0258(62)7801 Fax:0258(62)7810

E-mail: machi@city.mitsuke.niigata.jp

- ② 提出された書類を審査し、必要に応じて面接を実施のうえ、採否の結果を通知します。採用された方は、指導者・活動サポーター人材バンクに登録します。
- ③ 人材バンク登録者と地域クラブとで面談を行い、双方が合意したときに指導者または活動サポーターとして任用されます。
- ④ 指導者及び活動サポーターが任用された場合の任用期間は3年間で、地域クラブに所属し、国のガイドラインや地域クラブの指導方針、指導方法等を十分にご理解いただいたうえで、地域クラブとよく連携を図りながら指導を行っていただきます。
- ⑤ 任用された指導者及び活動サポーターは、市が実施する講習会に参加していただきます。また、必要に応じて県やスポーツ協会等が実施する研修会を受講していただきます。
- ⑥ 兼職兼業や副業の許可など、勤務先等で必要な手続きは、実際の活動を踏まえて各自で行ってください。

参考：申込みから任用されるまでのフロー図

